

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

㊞

運送等契約区分	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合	2 左に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地)			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 「運送等契約区分」欄には、該当する方の番号に○をしてください。
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が綾川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、綾川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合	円
(2) (1) 以外の場合	円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 6 の場合は候補者が指定した契約以外の契約及び 7 の場合は候補者が指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、綾川町に支払を請求することはできません。